



発行 新潟県

第 96 号

令和2年12月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

63 新潟県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則(生活衛生課)

告 示

- 1309 漁業災害補償法による加入区の変更設定(水産課)
- 1310 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1311 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1312 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1313 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1314 宅地建物取引業法による公開による聴聞(建築住宅課)
- 1315 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1316 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更(建築住宅課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(道路管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

規 則

新潟県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第63号

新潟県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県クリーニング業法施行細則(昭和41年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black;">※業務従事者数</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">※営業形態 (○で囲む。)</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">※指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略) 5 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> (裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">※ ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%; border: 1px solid black;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">※ 構 造</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">※ 設 備</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 <u>必要に応じて別葉とすること。</u> 2 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1、2及び4の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p>		※業務従事者数	※営業形態 (○で囲む。)		※指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)		※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	※ 構 造		※ 設 備		<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black;">業務従事者数</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">営業形態 (○で囲む。)</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%; border: 1px solid black;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">構 造 設 備</td> <td></td> </tr> </table>		業務従事者数	営業形態 (○で囲む。)		指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)		ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	構 造 設 備	
	※業務従事者数																						
※営業形態 (○で囲む。)																							
※指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)																							
※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																						
※ 構 造																							
※ 設 備																							
	業務従事者数																						
営業形態 (○で囲む。)																							
指定洗濯物の取扱いの有無(○で囲む。)																							
ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																						
構 造 設 備																							

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	※営業 区域	※業務従事者数
※指定洗濯物の 取扱いの有無 (○で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

(略)	※構造の概要
	※構造の概要
※ ク リ ー ニ ン グ 師	

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び3の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

第3号様式の2 (第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2・3 (略)

(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

備考 必要に応じて別葉とすること。

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	営業 区域	業務従事者数
指定洗濯物の取 扱いの有無(○ で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

(裏)

(略)	構造の概要
	構造の概要
ク リ ー ニ ン グ 師	

備考 必要に応じて別葉とすること。

第3号様式の2 (第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

- 1 戸籍謄本

2・3 (略)

第2条 新潟県理容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">※管理理容師 以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の 概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※理容所と同 一の場所で開 設する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、 第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の 適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添 付書類の1から3まで及び5の添付を省略す ることができる（記載事項又は添付書類の内 容に変更がないものに限る。）。</u></p> <p>添付書類</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、 第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の 適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けた ことを証する書類</u></p> <p>第24号様式の2（第29条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">相続による地位承継届出書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法 務省令第18号）第247条第5項の規定により交 付を受けた同条第1項に規定する法定相続情 報一覧図の写し</p> <p>2 （略）</p>	（略）		※管理 理容師		※管理理容師 以外の従業者	（略）	※構造設備の 概要		※理容所と同 一の場所で開 設する美容所		<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理理容師以 外の従業者</td> <td style="width: 85%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容所と同一 の場所で開設 する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 （略）</p> <p>第24号様式の2（第29条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">相続による地位承継届出書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p> <p>2 （略）</p>	（略）		管 理 理容師		管理理容師以 外の従業者	（略）	構造設備の概 要		理容所と同一 の場所で開設 する美容所	
（略）																					
※管理 理容師																					
※管理理容師 以外の従業者	（略）																				
※構造設備の 概要																					
※理容所と同 一の場所で開 設する美容所																					
（略）																					
管 理 理容師																					
管理理容師以 外の従業者	（略）																				
構造設備の概 要																					
理容所と同一 の場所で開設 する美容所																					

（新潟県美容師法施行細則の一部改正）

第3条 新潟県美容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p>	<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p>

<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">※管理美容師以外の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u>。</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>第24号様式の2 (第29条の2関係) 相続による地位承継届出書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>2 (略)</p>	(略)		※管理美容師		※管理美容師以外の従業者	(略)	※構造設備の概要		※美容所と同一の場所で開設する理容所		<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">管理美容師以外の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第24号様式の2 (第29条の2関係) 相続による地位承継届出書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p> <p>2 (略)</p>	(略)		管理美容師		管理美容師以外の従業者	(略)	構造設備の概要		美容所と同一の場所で開設する理容所	
(略)																					
※管理美容師																					
※管理美容師以外の従業者	(略)																				
※構造設備の概要																					
※美容所と同一の場所で開設する理容所																					
(略)																					
管理美容師																					
管理美容師以外の従業者	(略)																				
構造設備の概要																					
美容所と同一の場所で開設する理容所																					

(新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<u>ただし、条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)</u>が当該営業を譲渡したときは、<u>当該営業を譲り受けた者は、第5号に掲げる事項</u></p>	<p>(許可申請)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(1)～(6) (略)

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する旨

2 許可営業者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(相続による承継の届出)

第3条の2 (略)

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) (略)

3 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

食品営業許可申請書

(略)

添付書類

1・2 (略)

3 新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合又は新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は記載を要しないこと。

2・3 (略)

4 新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、添付書類の1及び2の添付を省略することができる(内容に変更がないものに限る。)。

第1号様式の2(第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情

(1)～(6) (略)

2 条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(相続による承継の届出)

第3条の2 (略)

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) (略)

3 (略)

別記

第1号様式(第3条関係)

食品営業許可申請書

(略)

添付書類

1・2 (略)

注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合は記載を要しないこと。

2・3 (略)

第1号様式の2(第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本

報一覧図の写し 2 (略)	2 (略)
------------------	-------

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第5条 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式 (第11条関係) 食品営業許可申請書 (略) 添付書類 1・2 (略) <u>3 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> 注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合又は食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は記載を要しないこと。 2・3 (略) <u>4 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、添付書類の1及び2の添付を省略することができる(内容に変更がないものに限る。)</u></p> <p>第7号様式 (第12条関係) 相続による地位承継届出書 (略) 添付書類 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 (略)</p>	<p>第6号様式 (第11条関係) 食品営業許可申請書 (略) 添付書類 1・2 (略) 注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合は記載を要しないこと。 2・3 (略)</p> <p>第7号様式 (第12条関係) 相続による地位承継届出書 (略) 添付書類 1 戸籍謄本 2 (略)</p>

(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第6条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書 (略) (略) <u>※ 営 業 の 種 別</u></p> <p>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分 (略)</p> <p>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1</p>	<p>別記 第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書 (略) (略) 営 業 の 種 別</p> <p>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分 (略)</p> <p>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項</p>

項第1号又は第3号に該当する場合		第1号又は第3号に該当する場合	
※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合		旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合	
注 1・2 (略)		注 1・2 (略)	
3 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載及び添付書類の1の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u>			
※ 旅館業の施設の構造設備	(略)	旅館業の施設の構造設備	(略)
(略)		(略)	
添付書類		添付書類	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u>			
(略)		(略)	
第3号様式(第2条関係)		第3号様式(第2条関係)	
旅館業承継承認申請書		旅館業承継承認申請書	
(略)		(略)	
(添付書類)		(添付書類)	
1 <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u>		1 戸籍謄本	
2 (略)		2 (略)	

(新潟県興行場法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県興行場法施行細則(昭和59年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) 興行場(常設)営業許可申請書 (略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>※建築基準法の検査済証</td></tr> <tr> <td>※敷地</td> <td>(略)</td> <td>※建物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1・2 (略) 3 営業者から当該営業を譲り受けた者は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr><td>※興行場の構造設備の概要</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>備考 営業者から当該営業を譲り受けた者は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</p> <p>第3号様式(第3条関係) 興行場営業承継届出書 (略) (添付書類) 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 (略)</p>	(略)	※建築基準法の検査済証	※敷地	(略)	※建物		※興行場の構造設備の概要	(略)	<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) 興行場(常設)営業許可申請書 (略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>建築基準法の検査済証</td></tr> <tr> <td>敷地</td> <td>(略)</td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1・2 (略) 3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し 4 消防用設備等についての証明書</p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr><td>興行場の構造設備の概要</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第3号様式(第3条関係) 興行場営業承継届出書 (略) (添付書類) 1 戸籍謄本 2 (略)</p>	(略)	建築基準法の検査済証	敷地	(略)	建物		興行場の構造設備の概要	(略)
(略)																	
※建築基準法の検査済証																	
※敷地	(略)	※建物															
※興行場の構造設備の概要																	
(略)																	
(略)																	
建築基準法の検査済証																	
敷地	(略)	建物															
興行場の構造設備の概要																	
(略)																	

(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正)

第8条 新潟県公衆浴場法等施行細則(平成4年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) 公衆浴場営業許可申請書 (略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>※種類</td></tr> <tr><td>※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td></tr> <tr> <td>※営業時間</td> <td></td> <td>※入浴料金</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	※種類	※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離	※営業時間		※入浴料金		<p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) 公衆浴場営業許可申請書 (略)</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>種類</td></tr> <tr><td>一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td></tr> <tr> <td>営業時間</td> <td></td> <td>入浴料金</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	種類	一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離	営業時間		入浴料金	
(略)															
※種類															
※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離															
※営業時間		※入浴料金													
(略)															
種類															
一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離															
営業時間		入浴料金													

注 1 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。

2 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる（記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。）。

添付書類

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

※営業施設の構造設備の概要
(略)

第2号様式(第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

注 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。

添付書類

1・2 (略)

3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

4 消防用設備等についての証明書

5 (略)

6 (略)

(裏)

営業施設の構造設備の概要
(略)

第2号様式(第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本

2 (略)

告 示

◎新潟県告示第1309号

区画漁業権の切替えに伴い漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第118項第1項の規定に基づく加入区を次のように定める。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

(養殖業の種類) 小割り式1年魚はまち養殖業及び小割り式さけ・ます養殖業

(加入区の名称) 内浦加入区

(加入区の水域) (変更前) 佐区第31号漁業権の漁場の区域

(変更後) 佐区第29号漁業権の漁場の区域

◎新潟県告示第1310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
阿賀野都市計画用途地域(阿賀野市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
阿賀野都市計画準防火地域(阿賀野市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1312号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 阿賀野都市計画地区計画(阿賀野市決定)
名称 千刈西地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1313号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 阿賀野都市計画地区計画(阿賀野市決定)
名称 横町地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1314号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 日時
令和2年12月23日(水) 午前10時から
- 2 場所
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎302会議室
- 3 被聴聞者の住所及び氏名
上越市南本町二丁目7番47号
有限会社アイケープラン
代表取締役 長澤 信一

◎新潟県告示第1315号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年12月15日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和2年12月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
小千谷市大字千谷字細谷内乙98番2、乙98番3、乙92番1の内	6.00	95.65
小千谷市大字千谷字細谷内乙92番1の内	転回広場	29.00平方メートル

◎新潟県告示第1316号

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(令和2年3月新潟県告示第339号)を次のとおり改め、令和3年1月1日から実施する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
寿町	A号棟	1.0000	寿町	A号棟	0.9758
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
(略)			(略)		

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画
所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 3 変更年月日
令和2年6月1日
- 4 変更の理由
設置者の住所変更のため
- 5 届出年月日
令和2年12月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年12月15日から令和3年4月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 上越ショッピングセンター
所在地 上越市富岡3457番地
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 協同組合上越ショッピングセンター 他10者
(変更後) 株式会社いつ和 他1者
- 3 変更年月日
令和2年11月1日 他
- 4 変更の理由
小売業者に変更があったため
- 5 届出年月日
令和2年11月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間
令和2年12月15日から令和3年4月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ア 凍結防止剤（村上・新発田）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 930 t |
| イ 凍結防止剤（村上・新発田）25kg包装（単価契約） | 予定数量 110 t |
| ウ 凍結防止剤（新津・津川・三条）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 2,040 t |
| エ 凍結防止剤（新津・津川・三条）25kg包装（単価契約） | 予定数量 11 t |
| オ 凍結防止剤（長岡）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 3,520 t |
| カ 凍結防止剤（長岡）25kg包装（単価契約） | 予定数量 4 t |
| キ 凍結防止剤（十日町）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 2,300 t |
| ク 凍結防止剤（十日町）25kg包装（単価契約） | 予定数量 1 t |
| ケ 凍結防止剤（魚沼・南魚沼）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 2,470 t |
| コ 凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 3,150 t |
| サ 凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）25kg包装（単価契約） | 予定数量 1 t |
| シ 凍結防止剤（佐渡）1 tフレコン（単価契約） | 予定数量 450 t |
| ス 凍結防止剤（佐渡）25kg包装（単価契約） | 予定数量 1 t |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部道路管理課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年11月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ア 株式会社高助 | 新潟県新潟市中央区礎町通四ノ町2100番地 |
| イ NCクリエイト株式会社 | 新潟県長岡市関原町1丁目1034番地1 |
| ウ 敦井産業株式会社 | 新潟県新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地12 |
| エ 三恵株式会社 | 新潟県三条市元町15番16号 |
| オ ジャパンソルト株式会社新潟支店 | 新潟県見附市新幸町9番4号 |
| カ 三恵株式会社 | 新潟県三条市元町15番16号 |
| キ NCクリエイト株式会社 | 新潟県長岡市関原町1丁目1034番地1 |
| ク 敦井産業株式会社 | 新潟県新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地12 |
| ケ 株式会社K&A環境システム | 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-27-8 |
| コ NCクリエイト株式会社 | 新潟県長岡市関原町1丁目1034番地1 |
| サ 敦井産業株式会社 | 新潟県新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地12 |
| シ ジャパンソルト株式会社新潟支店 | 新潟県見附市新幸町9番4号 |
| ス ジャパンソルト株式会社新潟支店 | 新潟県見附市新幸町9番4号 |
- 7 落札価格

- ア 11,517円/t
 - イ 26,400円/t
 - ウ 12,705円/t
 - エ 31,900円/t
 - オ 13,178円/t
 - カ 34,100円/t
 - キ 12,870円/t
 - ク 41,800円/t
 - ケ 12,540円/t
 - コ 13,090円/t
 - サ 31,900円/t
 - シ 22,880円/t
 - ス 37,400円/t
- 8 入札公告日
令和2年9月29日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、骨接合手術器械について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月15日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
骨接合手術器械 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月25日(金)午前10時00分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤監査支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月15日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬剤監査支援システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線132

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年12月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月25日(金)午前10時30分
新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月15日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月24日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月25日（金）午前11時00分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、エアウェイマネジメントモバイルスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月15日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

エアウェイマネジメントモバイルスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月25日(金) 午前11時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。